

# 土砂条例の排水設備に関する基準

## ○深谷市土砂等のたい積の規制に関する条例

平成19年3月30日条例第10号

(許可の基準等)

**第7条** 市長は、第5条第1項の規定による申請があった場合において、土砂等のたい積に関する計画の内容が、次に掲げる事項について、災害等を防止する上で必要な規則で定める基準に適合すると認めるときでなければ、同項の許可をしてはならない。

- (1) 土砂等のたい積の完了時及び最大たい積時においてたい積する土砂等の高さ及びのり面の勾(こう)配
  - (2) 排水施設、擁壁その他の施設
  - (3) 地形、地質又は周囲の状況に応じ配慮すべき事項又は講ずべき措置
- 2 市長は、第5条第1項の規定による申請をした者が次の各号のいずれかに該当するとき、又は当該申請に係る請負人が第1号に該当するときは、同項の許可をしないことができる。
- (1) 土砂等のたい積に関する計画を実施するために必要な資力及び信用があると認められない場合
  - (2) 土砂等のたい積に関する計画の実施の妨げとなる権利を有する者の同意を得ていない場合
- 3 市長は、第5条第1項の許可には、生活環境の保全のための必要な条件を付すことができる。

## ○深谷市土砂等のたい積の規制に関する条例施行規則

平成19年6月22日規則第64号

(許可の基準)

**第5条** 条例第7条第1項の規則で定める基準は、別表のとおりとする。

**別表** (第5条関係)

2 条例第7条第1項第2号に関する基準

- (1) 土砂等のたい積に係る土地の区域内の雨水その他の地表水を排除することができるように、必要な排水施設が設置されていること。
- (2) 排水施設の構造は、下水道法施行令(昭和34年政令第147号)第8条第2号、第3号及び第8号から第10号までの基準に適合するものであること。ただし、土砂等のたい積の目的が一時的な土砂等の保管その他これらに類するものである場合は、この限りでない。
- (3) 擁壁は、宅地造成等規制法施行令(昭和37年政令第16号)第6条の規定により設置する擁壁の例によるものであること。
- (4) 下水道、排水路、河川その他の排水施設の放流先の排出能力に応じて必要がある場合は、一時雨水等を貯留する調整池その他の施設が設置されていること。

## ○下水道法施行令より

(排水設備の設置及び構造の技術上の基準)

**第八条** 法第十条第三項に規定する政令で定める技術上の基準は、次のとおりとする。

二 排水設備は、堅固で耐久力を有する構造とすること。

三 排水設備は、陶器、コンクリート、れんがその他の耐水性の材料で造り、かつ、漏水を最少限度のものとする措置が講ぜられていること。ただし、雨水を排除すべきものについては、多孔管その他雨水を地下に浸透させる機能を有するものとする。

八 暗渠である構造の部分の次に掲げる箇所には、ます又はマンホールを設けること。

イ もつばら雨水を排除すべき管渠の始まる箇所

ロ 下水の流路の方向又は勾配が著しく変化する箇所。ただし、管渠の清掃に支障がないときは、この限りでない。

ハ 管渠の長さがその内径又は内のり幅の百二十倍をこえない範囲内において管渠の清掃上適当な箇所

九 ます又はマンホールには、ふた(汚水を排除すべます又はマンホールにあつては、密閉することができるふた)を設けること。

十 ますの底には、もつばら雨水を排除すべますにあつては深さが十五センチメートル以上のどろためを、その他のますにあつてはその接続する管渠の内径又は内のり幅に応じ相当の幅のインバートを設けること。